

## 平成21年第1回豊後高田市議会定例会会議録（第3号）

### 議事日程〔第3号〕

3月19日（木曜日）午前10時 開議

開議宣告

- 日程第1** 第1号議案から第12号議案まで及び  
第14号議案から第33号議案までに  
ついて委員長報告  
(質疑・討論・表決)
- 日程第2** 第34号議案上程  
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第3** 議案第1号上程  
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第4** 定住対策等特別委員会の設置及び委員  
選任(委員会付託)
- 日程第5** 議員定数等調査特別委員会の設置及び  
委員選任(委員会付託)
- 日程第6** 議員派遣の件について

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員（22名）

- |      |         |
|------|---------|
| 1 番  | 近 藤 紀 男 |
| 2 番  | 成 重 博 文 |
| 3 番  | 安 達 隆   |
| 4 番  | 尾 上 真 一 |
| 5 番  | 山 田 秀 夫 |
| 6 番  | 松 本 博 彰 |
| 7 番  | 中山田 健 晴 |
| 8 番  | 河 野 徳 久 |
| 9 番  | 明 石 光 子 |
| 10 番 | 土 谷 力   |
| 11 番 | 村 上 和 人 |
| 12 番 | 鴛 海 政 幸 |
| 13 番 | 後 藤 龍太郎 |
| 14 番 | 安 東 正 洋 |
| 15 番 | 北 崎 安 行 |
| 16 番 | 川 原 直 記 |
| 17 番 | 河 野 正 春 |
| 18 番 | 山 本 博 文 |
| 19 番 | 菅 健 雄   |
| 20 番 | 堂 園 慶 吾 |
| 21 番 | 徳 永 浄   |
| 22 番 | 大 石 忠 昭 |

### 欠席議員（0名）

### 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	増 田 正 義
議 事 係 長	清 水 栄 二
書 記	安 藤 雅 俊
書 記	近 藤 浩 二

### 説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	都 甲 昌 叡
会計管理者兼市参事兼会計課長	
	尾 形 雄 治
市参事兼総務課長	佐 藤 良 雄
市参事兼真玉市民センター長	
	山 田 泰 憲
市参事兼香々地市民センター長	
	安 東 洋 義
市参事兼環境課長	水 江 義 和
市参事兼消防長	福 光 博 文
企画情報課長	中 嶋 栄 治
財 政 課 長	野 村 信 隆
税 務 課 長	尾 造 正 直
市 民 課 長	河 野 英 男
保 険 年 金 課 長	南 松 豊 久
子育て・健康推進課長	岩 永 澄 雄
商工観光課長	桑 原 茂 彦
農 林 振 興 課 長	井 上 晃 一
農地整備課長	後 藤 則 隆
建 設 課 長	河 野 義 雄
下 水 道 課 長	佐 當 公 夫
水 道 課 長	甲 斐 好 信
人権・同和对策課長	安 東 正 洋
総務法規・秘書係長	飯 沼 憲 一
総 務 課 専 門 員	岩 本 力

### 教育庁

教 育 長	河 野 潔
総 務 課 長	奥 田 秀 穂
学 校 教 育 課 長	早 田 義 司 郎

3月19日

議長（鴛海政幸君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

議長（鴛海政幸君） 日程第1、第1号議案から第12号議案まで及び第14号議案から第33号議案までを一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長堂園慶吾君。

総務委員長（堂園慶吾君） 総務委員長報告を行います。

去る3月12日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案7件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第14号議案、平成20年度豊後高田市一般会計補正予算（第5号）の内、本委員会に付託された部分ですが、まず、歳入については、地方交付税の確定に伴う増額補正、基金繰入金の減額補正、繰越金の留保分の予算化等を行うもので、補正額は、5億9,073万円の増額で、補正後の予算総額は、14億5,408万7,000円となっています。

次に歳出については、国の地域活性化・生活対策臨時交付金を活用し、地域振興基金積立金が計上されています。

次に地方債の補正については、海岸保全施設整備事業債及びため池整備事業債について所要の変更を行うものです。

審査の結果、第14号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第11号議案、「平成21年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計予算」は、歳入歳出それぞれ2億7,354万7,000円を計上しています。その主なものは、ケーブルネットワーク施設の管理運営経費、施設整備費、及び施設整備に伴う市債償還金で、ケーブルネットワーク事業に要する経費です。

第18号議案、「平成20年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計補正予算（第2号）」は、ケーブルネットワーク施設整備基金積立金を計上しています。

財源については、諸収入で消費税等還付金で措置されています。

補正額は、1,855万3,000円の増額で、補正後の予算総額は、8億9,078万円となっています。

第26号議案、「豊後高田市行政組織条例の一部改

正について」は、国体推進業務の終了に伴い、行政組織を変更するため所要の規定の整備を行うものです。

第27号議案、「豊後高田市個人情報保護条例の一部改正について」は、統計法及び統計法施行令の改正により、引用している条文が改正されたことに伴い、所要の規定の整理を行うものです。

第28号議案、「豊後高田市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について」は、独立行政法人国際協力機構法の改正により、引用している規定の号がずれたことに伴い、所要の規定の整理を行うものです。

第29号議案、「豊後高田市ケーブルネットワーク施設条例の一部改正について」は、集合住宅の定義の変更、高齢者福祉サービスの実施等を行うため、所要の規定の整備を行うものです。

第11号議案、第18号議案、及び第26号議案から第29号議案までについては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

議長（鴛海政幸君） 社会文教委員長安達 隆君。

社会文教委員長（安達 隆君） 皆さんおはようございます。社会文教委員長報告を行います。

去る3月13日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案15件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第14号議案、平成20年度豊後高田市一般会計補正予算（第5号）の内、本委員会に付託された部分ですが、今回は歳出予算の補正です。

3款民生費1項社会福祉費については、介護保険特別会計への繰出金の増額です。

審査の結果、第14号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第2号議案、「平成21年度豊後高田市国民健康保険特別会計予算」は、32億6,816万円を計上しており、前年度当初予算対比で、0.5パーセントの増となっています。

歳入については、国保事業の負担割合に基づき調整しています。具体的には、事業費の5割を国庫補助金、国と県の調整交付金でまかなっており、残りの5割を保険税と高額療養費共同事業、保険基盤安定制度及び財政安定化支援事業に伴う一般会計繰入金などで充当しています。

歳入の主なものは、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、県支出金、一般会計繰入金等です。

歳出の主なものは、被保険者に係る療養給付費、高額療養費、後期高齢者支援金及び介護納付金等です。

第3号議案、「平成21年度豊後高田市後期高齢者医療特別会計予算」は、3億1,311万5,000円を計上しており、前年度当初予算対比で、4.2パーセントの減となっています。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金です。

歳出の主なものは、後期高齢者医療保険料に係る大分県後期高齢者医療広域連合納付金です。

第4号議案、「平成21年度豊後高田市老人保健特別会計予算」は、601万5,000円を計上しており、その主なものは、医療給付費です。

なお、老人保健制度は、平成20年度から後期高齢者医療制度へ移行しましたが、老人保健特別会計は、過誤調整が完了する平成23年度まで存続します。

第5号議案、「平成21年度豊後高田市介護保険特別会計予算」は、24億4,102万9,000円を計上しております。

歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金等です。

歳出の主なものは、居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費等です。

第15号議案、「平成20年度豊後高田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」は、一般被保険者に係る療養給付費及び療養費並びに一般及び退職被保険者に係る高額療養費が当初計画をやや上回る見込みとなったため、不足分を計上しています。

財源については、過年度分療養給付費交付金及び前期高齢者交付金で措置されています。

補正額は、2,828万9,000円の増額で、補正後の予算総額は、33億3,232万9,000円となっています。

第16号議案、「平成20年度豊後高田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」は、制度改正に伴う後期高齢者医療システム改修業務委託料を計上しています。

財源については、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金で措置されています。

補正額は、294万円の増額で、補正後の予算総

額は、3億2,970万7,000円となっています。

第17号議案、「平成20年度豊後高田市介護保険特別会計補正予算(第2号)」は、制度改正に伴う介護保険システム改修業務委託料、介護予防サービスに係る給付費が当初計画をやや上回る見込みとなるため、介護サービス費等との予算の組み替え、介護給付費準備基金積立金、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金等を計上しています。

財源については、国庫支出金、繰越金及び一般会計繰入金で措置されています。

補正額は、4,798万1,000円の増額で、補正後の予算総額は、25億6,904万9,000円となっています。

第21号議案、「公の施設の指定管理者の指定について(豊後高田市健康交流センター花いろ)」

第22号議案、「公の施設の指定管理者の指定について(豊後高田市生活支援ハウス)」

第23号議案、「公の施設の指定管理者の指定について(豊後高田市立デイサービスセンター周防苑)」

第24号議案、「公の施設の指定管理者の指定について(豊後高田市老人介護支援センター)」

は、豊後高田市健康交流センター花いろ、豊後高田市生活支援ハウス、豊後高田市立デイサービスセンター周防苑、豊後高田市老人介護支援センターの設置の目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

第25号議案、「豊後高田市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について」は、介護従事者の処遇改善を図るための介護報酬の改定による介護保険料の急激な上昇を抑制するために措置された介護従事者処遇改善臨時特例交付金を適正に管理し、執行するため、基金を設置するものです。

第30号議案、「豊後高田市介護保険条例の一部改正について」は、介護保険法及び介護保険法施行令の一部を改正する政令の規定に基づき、第4期介護保険事業計画を策定したことによる保険料の改定を行うものです。

第4期計画期間では、介護給付費に対する第1号被保険者の負担割合の変更や介護従事者の報酬改定、第4段階の軽減措置などにより、介護保険料が上昇する要因が多いため、介護報酬の3パーセント改定に伴う部分については、平成21年度は上昇部分の全額、平成22年度は上昇部分の半額を特例基金でまかないます。

3月19日

また、第2期までに生じた基金及び今回の特例基金を取り崩し、保険料の上昇を抑制し、第4期の基準額を4,240円としています。

第31号議案「豊後高田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部改正について」は、条例の適用除外となる範囲を明確にするため、所要の規定の整備を行うものです。

以上審査の結果、第2号議案から第5号議案まで、第15号議案から第17号議案まで、第21号議案から第25号議案まで、第30号議案及び第31号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

議長(鷲海政幸君) 産業建設委員長尾上真一君。

産業建設委員長(尾上真一君) おはようございます。産業建設委員長報告を行います。

去る3月16日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案11件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第14号議案、平成20年度豊後高田市一般会計補正予算(第5号)の内、本委員会に付託された部分ですが、今回は歳出予算の補正及び繰越明許費の設定並びに債務負担行為の追加です。

6款農林水産業費2項農地費については、財源更正を行っています。

7款商工費1項商工費については、企業立地促進奨励金の補正を行っています。

次に繰越明許費の設定についてですが、道整備交付金事業費については、県道との接続部のため、交差点協議が必要であり、協議の結果、測量及び設計等の修正が必要になり、再協議の結果、期間が必要となったため繰越措置するものです。

まちづくり交付金事業費については、桂橋架替工事で、20年度事業として、仮設の人工橋設置や一部旧橋撤去を計画していたが、仮設橋やその他の工法について関係機関との協議に日数を費やし、NTTなどの管の移設等に日数を費やしたため繰越措置するものです。

次に、債務負担行為の追加については、農業経営基盤強化資金の融通に対する利子補給補助金を措置するものです。

審査の結果、第14号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第6号議案、「平成21年度豊後高田市簡易水道事業特別会計予算」は、5,021万円を計上しており、その主なものは、施設管理費及び施設整備に係る市債償還金です。

第7号議案、「平成21年度豊後高田市公共下水道事業特別会計予算」は、11億3,358万8,000円を計上しており、その主なものは、管渠整備事業費及び施設整備に係る市債償還金などです。

審査の中で委員から、歳入の受益者負担金が前年度に比べ減額となっているがなぜかという疑問が出され、執行部より次のような説明がありました。

受益者負担金については、事業量の減少によるものである。

また、他の委員より費用対効果を充分検討して事業推進を行ってほしいという意見が出されました。

第8号議案、「平成21年度豊後高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」は、3億3,217万1,000円を計上しており、その主なものは、真玉処理区及び香々地処理区の管渠整備事業費並びに施設整備に係る市債償還金などです。

第9号議案、「平成21年度豊後高田市農業集落排水事業特別会計予算」は、6,530万5,000円を計上しており、その主なものは、施設管理費及び施設整備に係る市債償還金です。

審査の中で委員から、特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業とで、汚泥運搬業務委託料に違いがあるが、処理方法が違うのかという疑問が出され、執行部より次のような説明がありました。

特定環境保全公共下水道は脱水して量が少ない。農業集落排水は脱水せずちょっと絞ったぐらいで量が多い。農業集落排水は、量が少ないので、過大な設備投資となるため、処理場に脱水機を付けていない。高大クリーンセンターに持ち込み処理している。

第10号議案、「平成21年度豊後高田市漁業集落排水事業特別会計予算」は、1,585万円を計上しており、その主なものは、施設管理費及び施設整備に係る市債償還金です。

第12号議案、「平成21年度豊後高田市水道事業会計予算」は、前年度の実績から、給水戸数5,166戸、年間総給水量150万5,000立方メートルを予定しています。

収益的収支では、事業収益2億1,523万円を見込み、事業費用では、2億1,410万7,000円を予定し、差引112万3,000円の税込み当期純利益となります。

資本的収支では、収入総額2,654万9,000円に対し、支出総額1億3,148万5,000円を予定し、差引1億493万6,000円の不足額が生じますが、この不足分は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額398万円、過年度損益勘定留保資金2,803万2,000円、当年度損益勘定留保資金7,292万4,000円で補てんします。

審査の中で委員から、全国各地では、最近水道管の漏水事故が起こっているが、本市についてはどうかという質疑が出され、執行部より次のような説明がありました。

50年経年している管があるが、下水道工事に併せて整備を行っている。まだ一部残っているが、延長は掌握していない。漏水事故は年間若干あるが、本管は下水道工事に併せて整備を行っているので、大きな断水はない。

これに対し委員から、関心事なので、これからも注意してほしいという意見が出されました。

第19号議案「市道路線の廃止について」及び第20号議案「市道路線の認定について」は、県道及び市道の改良工事等による市道路線の起点、終点、延長等の変更に伴い、当該市道路線を廃止及び認定するため、また、大分県と移管協議の整った県道を新規に市道路線として認定するため、議決を求めるものです。

第32号議案、「豊後高田市手数料徴収条例の一部改正について」は、平成21年度以降大分県から権限移譲される屋外広告物に関する事務について、手数料を定めるものです。

第33号議案、「豊後高田市道路占用料徴収条例の一部改正について」は、地価の大幅下落等を背景に全国的に道路占用料の改定が行われる中、県内他市との均衡を図るため、改定を行うものです。

審査の中で委員から、自治体間で占用料の差はできるのかという質疑が出され、執行部より次のような説明がありました。

地価の下落等やその他の要因によって計算式があり、市独自で計算式に基づき占用料を判断するのは非常に困難であり、他市も九州統一単価を採用している。

また、他の委員より、総額で前年度と比較してどのくらいの差があるのかという質疑が出され、執行部より次のような説明がありました。

20年度の見込みは、524万8,993円で、

21年度請求は、現行の数量として算定すると364万8,846円で、金額の差は、160万147円の予定である。

以上審査の結果、第6号議案から第10号議案まで、第12号議案、第19号議案及び第20号議案、並びに第32号議案及び第33号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

議長（篤海政幸君） 予算審査特別委員長川原直記君。

予算審査特別委員長（川原直記君） おはようございます。

去る3月17日、予算審査特別委員会を開会し、本会議から付託されました議案一件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

なお、本委員会は議員全員の構成でありますので、審査の経過については省略いたします。

第1号議案、「平成21年度豊後高田市一般会計予算」は、起立採決の結果、提案の趣旨を認め、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算審査特別委員会審査結果の報告を終わります。

議長（篤海政幸君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより、ただ今の委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 産業建設委員長にお尋ねします。

第33号議案の道路占用料の議案についてですが、先程審議の中で議員から質疑なども出されて、執行部からの回答があったということを知りましたが、この条例、24ページにあるんですけども、九電の電柱も第1種電柱、第2種、第3種というようにそれぞれ料金がまちまち、それからNTTの電話柱についても1種、2種、3種というふうに分かれているんです。

先程の説明で160万ほど減額されるんだと言われましたが、私の調査によりますと、豊後高田の場合、第3種で1本あたり1,400円を今度の条例改定でもらえるものを、先程の160万円の差額というのは、第2種1,600円であったものを1,

3月19日

100円に下げた、ぶっ込みの計算でそうなるんでないかと。大きい電柱で1,400円請求すれば、あくまでも市が九電に請求するようになって、市がNTTに請求するようになってるんで、請求書を出せばですね、その分は160万、この条例可決しても160万の減額じゃなくて、もう少し軽くて済むんじゃないかというふうに思うんだけど、そういう審議はされなかったのかどうなのか、明らかにしていただきたいと思います。

議長(鷺海政幸君) 産業建設委員長尾上真一君。  
産業建設委員長(尾上真一君) お答えいたします。

皆さんからそういうのは出されておられません。

以上です。

議長(鷺海政幸君) ほかに質疑はありませんか。  
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(鷺海政幸君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

22番大石忠昭君。

22番(大石忠昭君) 皆さんおはようございます。日本共産党の大石であります。

私は、第1号、2、3、5、30、33号議案について反対討論をいたします。

最初は、一般会計の当初予算についてであります。市民の健康及び福祉を保持するという、この地方自治の精神が活かされた予算は、当然賛成であります。しかしながら、それに反するいくつかの予算の内容につきましては、反対でありますので、討論をいたします。

今回は、市長選挙に伴い、前年度当初予算に比べて12.1パーセントの減額の骨格予算となっておりますが、私は市民から寄せられた切実な声を取り上げて、新年度予算に反映させるために市長に33項目の予算要求書を提出をしておりました。

先般、文書回答をいただきましたが、その中身は、今回の当初予算でも明らかのように、市民の切実な要求は、ほとんど反映された予算とは到底言えません。不景気が続き市民の所得が減少しておっても、定率減税の完全廃止による増税や、高齢者控除の廃止や公的年金控除の縮小など、一連の税制改革による、市民に対しては増税押し付けの予算になっております。当然反対であります。

同和事業による新築貸付事業の長期こげつき問題

でも、長年にわたりまして問題を指摘してまいりましたが、予算のこの実態というのは、償還見込額は、これまでの滞納に対しては、滞納分に対しては1万1,000円、5,800万円を超える滞納総額に対して、0.002パーセントしか計上しておらず、滞納問題の解決を本格的に取り組む姿勢がないことを象徴する予算であります。

ごみ有料化に伴う指定ごみ袋の予算や差別解消に逆行する同和運動団体に対する補助金、部落解放同盟発行の機関誌の公費購入など、同和関連予算、県工事負担金などの予算が計上されており、その一方で、国からの学校図書館の蔵書の予算も地方交付税で交付された分を全額児童や生徒の蔵書購入に充てずに、他に流用する予算となっております。このような予算に反対いたします。

市民の切実な要求に応えて、次の6月議会では、市民の要求に応えられる補正予算を提案されることを要求しておきます。

次は、国保特別会計予算についてであります。

75歳以上の高齢者は、「後期高齢者」として別扱いされまして、昨年4月から国保を脱退させられました。そのために、国保特別会計が負担する医療費は激減をしました。それに伴い、国保税はいくぶんでも値下げができるはずであります。ところが、昨年3月議会で国保税の大幅な値上げ条例改定が強行されました。豊後高田市の国保税は、市民の収入実態に比べましてあまりにも高すぎます。ところが、今回の予算では、国保税は前年度当初予算比で4,900万円の増の予算であり、このような市民への増税は許されません。

国庫負担の引き上げなど関係機関に働きかけ、国保税の引き下げに努力し、収入激減世帯に対する市独自の減免制度の充実などを要求し、反対討論いたします。

次は、後期高齢者医療特別会計についてであります。

後期高齢者医療制度は、ご承知のように参議院で廃止法案が可決されました。国民の7割を超える方が廃止を求めています。全国の地方議会でも廃止を求める意見書を可決し、政府関係機関に議会としても廃止を求めています。政府もこの怒りの世論に押されて若干見直しをしましたが、それでも高齢者に対する医療差別が押し付けられ、国民の批判を受けています。私どもは廃止を求めて闘っておりますので、予算案には反対をします。

保険料滞納を理由に高齢者への保険証の取り上げは絶対許されません。後期高齢者医療制度の廃止、そして保険証の取り上げをしないように関係機関への働きかけを要求し、討論いたします。

次は、介護保険特別会計予算についてであります。条例改定も含めての討論をします。

3年前の介護保険料の改定で、非課税世帯で年間収入80万円以下の方については、若干保険料が下がりました。しかし、それ以外のすべての高齢者は、介護保険料が大幅に増額されて、いよいよ第4期の計画が4月から実施されることになりました。

厚生労働省も、何とか国民のこれ以上の負担増にならないようにと、いろいろと全国の自治体に指導しておりますが、高田では、残念ながらわずかに基準額が、80円でありますけれども、基準額が月額4,160円が4,240円と値上げの改定になりました。県下でも、中津はもともとこれまで安かって、この3年間は3,900円でしたけれども、今回はさらに500円引き下げて3,400円に引き下げました。中津は3,400円、高田は4,240円です。宇佐は、これまで県下で一番高かったんですが、今回は660円引き下げて4,100円と、高田よりも安くなりました。14パーセントの引き下げであります。別府も調べてみたら3,900円、高田は4,240円、3,900円の据え置きであります。

中津と比べて1年間で比較しますと、中津市よりも基準額で、年額で1万1,520円高い介護保険料が負担させられることとなります。4段階の中で、80万円以下の方については若干下がる。豊後高田の場合は0.83の減額になっておりますが、別府市などでは0.75というように、80万円以下の方については大幅に減額されております。

高田では、市独自の減免制度も作らないということで、市長は執拗に粘っておりますけれども、ならば、別府のように80万円以下の方で、これまでは家族の中に課税世帯がおった場合には、80万以下の収入であってもまるまるの介護保険料、基準額取られておったんですけれども、今回はちょっと0.83というふうに引き上げるようになりましてけど、別府では0.75ですね、それができないのも市独自の減免制度を作らない、国がこういう形で法律を変えて市がやろうと思ったらやれるのに、しないということは、市長の政治姿勢が問われる問題なので指摘しておきます。

よって、私はこの予算案、それから条例改定案に反対をいたします。

次は、第33号議案、道路の占用条例の改定議案についてであります。

今回の改定は、電柱1本当たり第2種で1,600円を1,100円にと、1本当たりで500円の引き下げです。減額率で31パーセントになります。地価の下落に伴う改定というように理由を述べておりましたけれども、豊後高田の地価は、そんなに大幅な下落はしていないんじゃないかと思われま

す。ちなみに、九州電力やNTTに対して、市はケーブルテレビの配線で電柱を借りておりますけれども、1本当たり九電では1,360円市が負担をさせられています。NTTでも1,260円の負担です。

市が請求する電柱の占用料については31パーセントも引き下げながら、市が九電やNTTに負担するのは据え置きと。これももうほんとに矛盾をしていると思うんです。これは変える気はないということなんですけれども、そうなりますと、九電でもNTTでもこの不景気の中でも儲けを上げている独占企業でありますので、こういう形で条例を改定して占用料を引き下げることは反対であります。

議員各位のご賛同を求めまして、討論を終わります。

以上であります。

議長（篤海政幸君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（篤海政幸君） これにて討論を終結いたします。

ただ今から採決に入ります。

おはかりいたします。

お手元に配付してあります採決表の中で、反対のありました第1号議案から第3号議案まで、第5号議案、第30号議案及び第33号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（篤海政幸君） ご異議なしと認めます。

よって、採決表の中で反対のありました第1号議案から第3号議案まで、第5号議案、第30号議案及び第33号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

議長（篤海政幸君） 次に、反対のありました第

3月19日

1号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第1号議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(鴛海政幸君) 起立多数であります。

よって、第1号議案は、委員長報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第2号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第2号議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(鴛海政幸君) 起立多数であります。

よって、第2号議案は、委員長報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第3号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第3号議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(鴛海政幸君) 起立多数であります。

よって、第3号議案は、委員長報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第5号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第5号議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(鴛海政幸君) 起立多数であります。

よって、第5号議案は、委員長報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第30号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第30号議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(鴛海政幸君) 起立多数であります。

よって、第30号議案は、委員長報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第33号議案について、

起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第33号議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(鴛海政幸君) 起立多数であります。

よって、第33号議案は、委員長報告のとおり決定をいたしました。

議長(鴛海政幸君) 日程第2、第34号議案を議題といたします。

地方自治法第117条の除斥の規定により、6番松本博彰君の退場を求めます。

(6番松本博彰君 退場)

議長(鴛海政幸君) 提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君

市長(永松博文君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第34号議案は、監査委員の選任についてでございまして、監査委員に、松本博彰氏を選任したいので、同意を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長(鴛海政幸君) おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鴛海政幸君) ご異議なしと認めます。

よって、第34号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(鴛海政幸君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(鴛海政幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第34号議案を採決いたします。

本案は、これに同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鴛海政幸君) ご異議なしと認めます。



よって、第34号議案については、これに同意することに決しました。

6番松本博彰君の入場を許します。

(6番松本博彰君 入場)

議長(鴛海政幸君) 日程第3、議案第1号を議題といたします。

議長(鴛海政幸君) 提案理由の説明を求めます。

17番河野正春君。

17番(河野正春君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号、「豊後高田市議会委員会条例の一部改正について」は、先程議決されました、「行政組織条例の一部を改正する条例」に伴い、総務委員会に係る所管事項の一部を改正するものです。

なお、条例改正に伴い、委員会の同一性が失われることから、総務委員会の委員及び正副委員長について、新条例の委員会に引き継がせるよう、経過措置を設けております。

以上本議案については、何とぞ慎重審議の上、ご協賛くださいますようお願いいたします。

議長(鴛海政幸君) おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鴛海政幸君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(鴛海政幸君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(鴛海政幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鴛海政幸君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

議長(鴛海政幸君) 日程第4、定住対策等特別委員会の設置及び委員選任についてを議題といたします。

議長(鴛海政幸君) 平成20年12月17日付け、市長より本特別委員会の設置について要請もきております。

おはかりいたします。

この際、定住対策については、11人の委員をもって構成する定住対策等特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鴛海政幸君) ご異議なしと認めます。

よって、定住対策については、11人の委員をもって構成する定住対策等特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査とすることに決しました。

ただ今設置いたしました、定住対策等特別委員会の委員選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議にはかつて指名することになっております。

指名の方法は、先例により、正副議長及び正副議会運営委員長で協議し、議長が指名することにいたします。

協議のため、しばらく休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時00分 再開

議長(鴛海政幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

定住対策等特別委員会委員を指名いたしますので、事務局長に発表させます。

事務局長増田正義君。

議会事務局長(増田正義君) それでは、定住対策等特別委員会委員の氏名を朗読いたします。

2番成重博文議員、4番尾上真一議員、6番松本博彰議員、7番中山田健晴議員、9番明石光子議員、11番村上和人議員、12番鴛海政幸議員、16番川原直記議員、17番河野正春議員、18番山本博文議員、21番徳永 浄議員。

以上でございます。

議長(鴛海政幸君) おはかりいたします。

ただ今の諸君を定住対策等特別委員会委員に指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

3月19日

議長（鴛海政幸君） ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました諸君を定住対策等特別委員会委員に選任することに決しました。

定住対策等特別委員会委員の方々には、休憩中に定住対策等特別委員会を開いて、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

会場については、委員会室にてお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時09分 再開

議長（鴛海政幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

定住対策等特別委員会の正副委員長の互選の結果について、報告がありましたので、発表いたします。

委員長に9番明石光子君、副委員長に18番山本博文君。

以上のとおりであります。

議長（鴛海政幸君） 日程第5、議員定数等調査特別委員会の設置及び委員選任についてを議題といたします。

議長（鴛海政幸君） おはかりいたします。

この際、議員定数等の調査については、11人の委員をもって構成する議員定数等調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継続調査といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鴛海政幸君） ご異議なしと認めます。

よって、議員定数等の調査については、11人の委員をもって構成する議員定数等調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決しました。

ただ今設置いたしました、議員定数等調査特別委員会の委員選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議にはかって指名することになっております。

指名の方法は、先例により、正副議長及び正副議会運営委員長で協議し、議長が指名することにいたします。

協議のため、しばらく休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時13分 再開

議長（鴛海政幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員定数等調査特別委員会委員を指名いたします

ので、事務局長に発表させます。

事務局長増田正義君。

議会事務局長（増田正義君） それでは議員定数等調査特別委員会委員の氏名を朗読いたします。

1番近藤紀男議員、3番安達 隆議員、5番山田秀夫議員、8番河野徳久議員、10番土谷 力議員、13番後藤龍太郎議員、14番安東正洋議員、15番北崎安行議員、19番菅 健雄議員、20番堂園慶吾議員、22番大石忠昭議員。

以上でございます。

議長（鴛海政幸君） おはかりいたします。

ただ今の諸君を議員定数等調査特別委員会委員に指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鴛海政幸君） ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました諸君を議員定数等調査特別委員会委員に選任することに決しました。

議員定数等調査特別委員会委員の方々には、休憩中に議員定数等調査特別委員会を開いて、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

会場については、委員会室にてお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時40分 再開

議長（鴛海政幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員定数等調査特別委員会の正副委員長の互選の結果について、報告がありましたので、発表いたします。

委員長に3番安達 隆君、副委員長に1番近藤紀男君。

以上であります。

議長（鴛海政幸君） 日程第6、議員派遣の件についてを議題といたします。

議長（鴛海政幸君） おはかりいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり、派遣することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鴛海政幸君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情により変更または中止については、その決定を議長に一任願います。

3月19日

議長（鴛海政幸君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成21年第1回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前11時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 鴛 海 政 幸

豊後高田市議会議員 徳 永 浄

” 大 石 忠 昭